

登園許可証明書

園児名

病名

症状が回復し、集団生活に支障がないと判断したため
令和 年 月 日 より登園できることを証明します。

令和 年 月 日

医療機関等

住所

名称

医師名

印

感染症に伴う登園許可証明書等の提出について

園は感染症から子どもを守り流行を防ぐため、病気の種類により医師の登園許可書または登園可能か医師への確認が必要なものがあります。

下記にある病気にかかった場合は速やかに園に連絡し、登園するには書類の提出をお願いします。表中にない感染症については、職員にご確認ください。

病名	登園の目安
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	医師により感染のおそれがないと認められていること(無症状病原体保持者の場合、2回以上連続で便から菌が検出されないこと)
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること

※ 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より